資料６

福島県国土利用計画の改定について

１．県計画の改定について

(1) 改定の背景

① 全国計画(H20.7月閣議決定)との整合性を図る必要がある。

② 現行県計画が間もなく終期を迎える(目標年次：平成22年)。

③ 総合計画との整合性を図る必要がある。

④ 社会経済情勢の変化により県土利用の課題に変化が生じてきている。

・人口減少・少子高齢化の進行

・耕作放棄地などの低未利用地の増加

・安全・安心への関心の高まり

・環境問題の深刻化

このようなことから、適正かつ合理的な県土利用を図るため、改定を行う。

(2) 計画の改定作業

① 福島県総合計画審議会に部会を設置。

② 福島県総合計画審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、福島県議会の議決を経る。(国土利用計画法第7条第9項で準用する第3項)

(3) 改定スケジュール

① H21年11月に総合計画審議会に計画改定について諮問。H22年10月答申予定。

② H21年度は、計画改定に向けた課題整理を行う。

③ H22年度に、基本方針、素案、案を作成。

④ H22年12月議会に上程予定。

２．国土利用計画とは

・国土利用に関する行政上の指針となる計画。
・全国計画、都道府県計画、市町村計画から構成され、都道府県計画は全国計画を、市町村計画は都道府県計画をそれぞれ基本として策定することとされている。

(1) 全国計画(国土利用計画法第5条)

・国土利用に関する最上位計画。国土利用の長期的構想。
・第4次全国計画　平成20年7月4日　閣議決定

(2) 県計画(国土利用計画法第条7条)

・県土利用に関して最も基本となる計画、県土利用の長期的構想。
・策定に当たっては総合計画審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、 議会の議決を要する。
・第4次福島県国土利用計画
　平成13年3月22日　議決・決定（目標年次：平成22年）

(3) 市町村計画(国土利用計画法第8条)

・市町村の土地利用に関して最も基本となる計画

国土利用計画法に基づく土地利用計画制度の体系

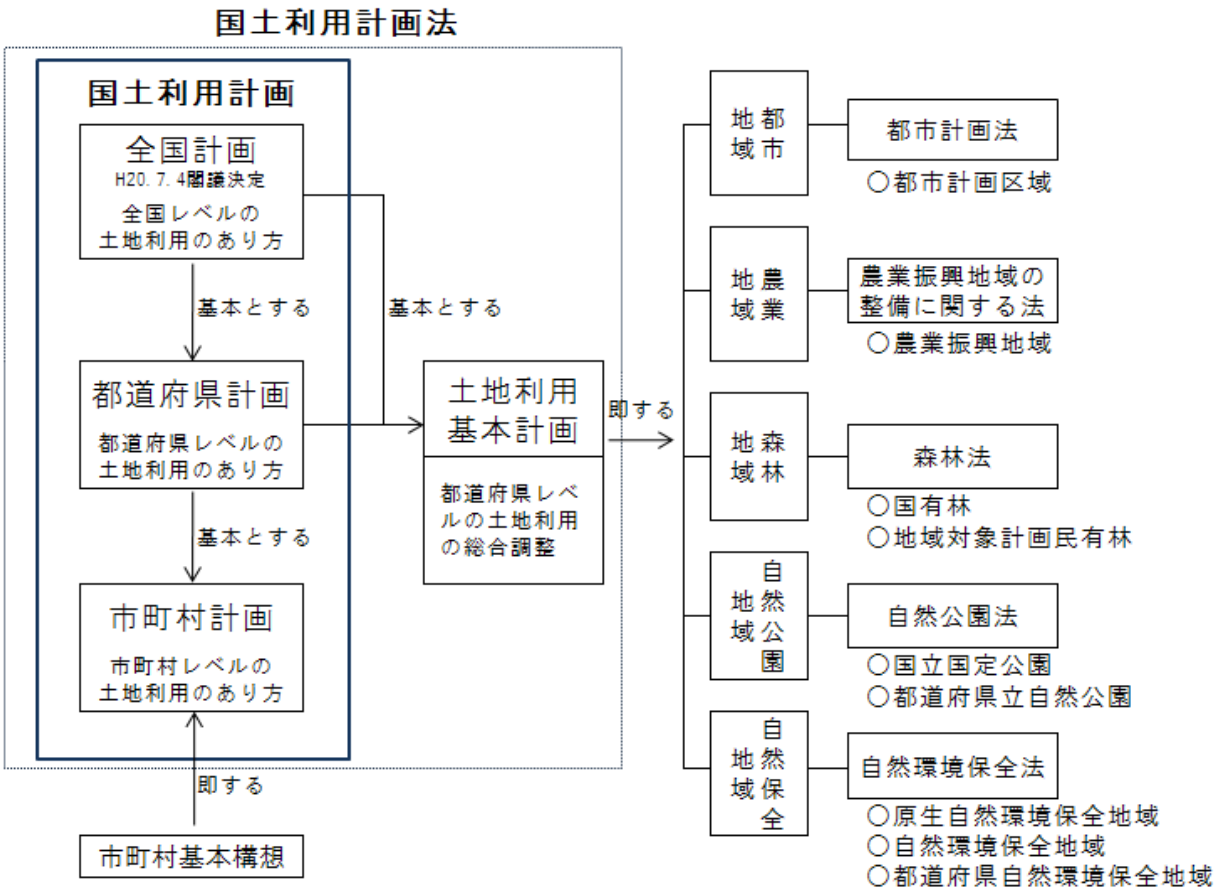

資料７

福島県総合計画審議会における部会の設置について

１　部会設置の趣旨

平成21年11月5日開催の福島県総合計画審議会（以下、「審議会」という。）において、福島県国土利用計画の改定について、福島県知事より諮問がなされた。

計画の改定に当たっては、内容の検討、取りまとめを機動的・効果的に実施するため、審議会委員で構成する部会を設置する。

２　部会の名称

部会の名称は、「福島県国土利用計画改定検討部会」とする（以下、「部会」という。）。

３　部会委員の人数

部会委員の人数は、７名とする。

４　部会の設置期間

福島県国土利用計画改定に係る答申時までとする。

なお、部会設置期間中に委員の改選があった場合には、あらためて会長による部会委員の指名及び部会長の互選を行うものとする。

５　部会報告の取り扱い

部会は、国土利用計画の改定について審議した結果を審議会に報告し、審議会はこの報告を踏まえてさらに詳細な審議を行うものとする。

６　その他（部会に関する規定）

福島県総合計画審議会条例

第６条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

資料８

福島県国土利用計画(第５次)の改定に係るスケジュール(案)

取扱注意

年月		福島県国土利用計画改定に係る作業					
			総合計画審議会	議会	県民意見	国との調整	庁内、市町村との調整
H21年度	6月	資料収集・準備作業					五法担当者会議 ・次期計画の策定スケジュールについて 市町村担当者会議 ・次期計画の策定スケジュールについて
	7月				県政世論調査		
	8月						
	9月						
	10月						五法担当者会議
							土地利用調整会議幹事会
							・随時開催
	11月	現行計画の点検・課題整理	総合計画審議会 ・計画改定の諮問 ・国土利用計画の概要 ・部会の設置				
	12月						
	1月		部会				
	2月		総合計画審議会				
			・部会における検討状況報告				
	3月	基本方針・骨子案の策定					
H22年度	4月		・部会を随時開催予定（3回程度）			国交省打合せ	
	5月						市町村担当者説明会 ・基本方針、骨子案について
	6月	計画素案の策定					
	7月		総合計画審議会		パブリックコメント		
			・素案の審議				
	8月					国交省打合せ	
			・部会を随時開催予定（1回程度）			地方支部局への事前説明	
							市町村・振興局説明会 ・計画素案について ・事前意見照会
	9月	計画案・答申案の策定				国交省説明会	
						国交省打合せ	市町村へ意見照会 ・計画案について（法第8条第7項）
	10月		総合計画審議会				
			・答申案の審議				
	11月	議会					
	12月			上程			
	1月					国交省へ報告	土地利用調整会議構成課、市町村、振興局へ送付
	2月						
	3月						

※あくまで現時点での予定であり、変更もあり得る。

資料９

福島県の土地利用の状況

１．土地利用の推移

県土面積は、13,783k㎡で、国土総面積の約3.6%に相当します。

平成19年における県土の利用区分別の構成を見ると、県土総面積のうち、農用地が11.2%、森林が70.4%、原野が0.3%、水面・河川・水路が3.3%、道路が3.7%、宅地が3.5%、その他の土地が7.6%と、森林が多くの割合を占めています。

また、平成10年から平成19年までの利用区分別の面積の推移を見ると、農用地や森林の開発傾向は弱まってきてはいるものの、面積の減少は続いており、一方で宅地や道路面積については増加傾向が続いています。また、耕作放棄地などの増加により、その他の土地の割合が高くなってきています。

※その他には、農用地、森林、宅地などの各利用区分に属さないものが該当します。
交通施設用地、防衛施設用地、ゴルフ場等のレクリエーション用地、耕作放棄地などが該当します。

土地利用の推移　（単位：k㎡）

	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H19-H10	目標値
農用地	1,638	1,624	1,608	1,598	1,586	1,577	1,564	1,555	1,551	1,541	▲ 97	1,571
森林	9,729	9,727	9,714	9,705	9,700	9,698	9,698	9,697	9,698	9,708	▲ 21	9,675
原野	34	34	45	45	44	44	44	44	44	44	10	34
水面・河川・水路	460	448	448	449	449	449	449	454	456	457	▲ 3	462
道路	473	479	483	488	491	498	500	504	507	512	39	531
宅地	437	442	448	456	464	466	469	470	474	476	39	511
その他	1,011	1,028	1,036	1,042	1,049	1,051	1,059	1,059	1,053	1,045	34	999
合　計	13,782	13,782	13,782	13,783	13,783	13,783	13,783	13,783	13,783	13,783		13,783

資料：「土地利用現況調査」土地・水調整課　　各年10月1日現在
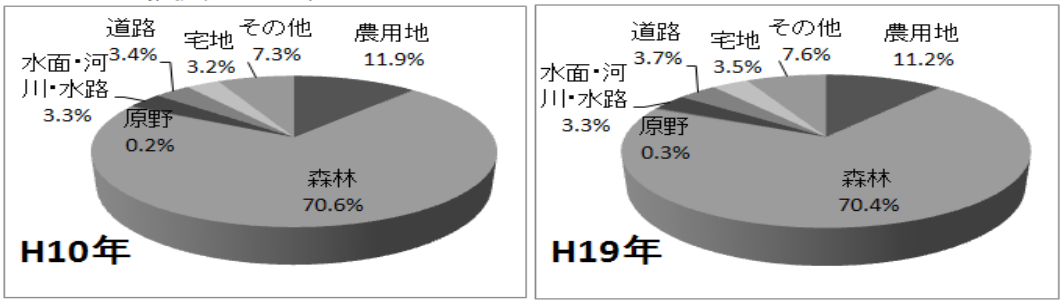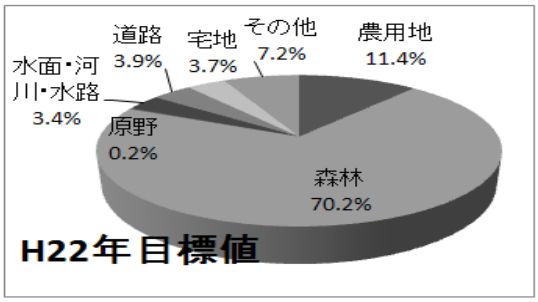
土地利用の推移（H10→H19）